

くらしのかわら版

第9号



第9号の内容

借金の問題は、必ず解決できます。

統計スポット「多重債務相談」

「くらしの情報会員」を募集中

くらしの情報セミナー

「食の安全と滋賀の地産地消について」受講者募集

ひとりで悩まずにご相談ください。

借金の問題は、必ず解決できます。

借金の取立てを止められます。

弁護士・司法書士や裁判所から、相談者の債務整理について依頼を受けている旨、貸金業者に通知（受任通知）がされた後は、取立てが止まります。

借金が減るだけでなく、返しすぎたお金が戻ってきた例もあります。

「利息制限法」では、上限金利が年15%～20%に決められ、その上限を超える金利は無効とされていますが、罰則規定がありません。

一方、「出資法」では、処罰の対象となる上限金利（29.2%）を設けています。

これらの利息制限法の上限金利と出資法の上限金利との間が、いわゆる「グレーゾーン」と呼ばれ、多くの貸金業者はこのグレーゾーン金利でお金を貸しています。

債務整理をする中で、これらのグレーゾーン金利を利息制限法の上限金利まで引き下げられる可能性があります。

これによって、借金の残高が減ったり、場合によっては返しすぎた（過払いの）お金が戻ってくることもあります。

多重債務者無料相談会を開催します。

弁護士・司法書士が多重債務に関するご相談に無料で応じます。

日時 平成19年12月12日（水）10:00～16:00
会場 < 大津会場 > 滋賀弁護士会館 大津市梅林1-3-3
< 彦根会場 > 滋賀県立消費生活センター 彦根市元町4-1

事前予約が必要です。

ご予約・お問い合わせ 滋賀県県民生活課 電話：077-528-3412



債務整理の方法

方法	概要
任意整理	<p>裁判所は使わず、当事者間の話し合いで返済方法を和解します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息を利息制限法の上限まで引き下げて、借金の減額が見込まれる場合に適します。 ・当事者間の話し合いのため、柔軟な返済計画を組むことができます。 ・話し合いに応じない貸金業者に対する強制力はありません。
特定調停	<p>裁判所（調停委員会）が債権者と債務者の間に立って、利害関係を調整します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利息を利息制限法の上限まで引き下げて、借金の減額が見込まれる場合に適します。 ・裁判所に選任された調停委員が仲介するので、公正な結論が期待できます。 ・返済計画に強制力があり、貸金業者からの給与の差押え等を止められます。 ・借金をしている全ての貸金業者の合意を得る必要があります。
個人版民事再生	<p>返済可能な再生計画を裁判所に認めてもらい、計画に基づいて債務を返済します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談者が給与等の定期的な収入を得ている場合や住宅ローンがあり住宅を手放したくない場合に適します。 ・話し合いによる解決が難しい場合でも債務整理可能。給与の差押え等を止められます。 ・手続きが比較的複雑なため、費用と時間がかかります。
自己破産	<p>資産をお金に換え借金返済し、裁判所を通じ残りの債務支払いを免責してもらいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・返済の見込みがない場合に適します。 ・免責が許可されれば早期に借金から解放されます。給与の差押え等を止められます。 ・最低限の生活資材を除き、住宅などの財産を失うこととなります。 ・破産の原因によっては免責されない場合があります。 ・自己破産の事実が住民票や戸籍に記載されたり、選挙権を失うことはありません。 ・官報に氏名・住所が記載されます。 ・裁判所から免責許可を受けるまで一部の職業に就けない等の制約があります。

(詳しいことについては、ご相談ください。)

こんな手口に注意 ~ 有利な条件で融資を持ちかける広告 ~

多重債務者に有利な条件でお金を貸してくれるところはありません。

新聞、雑誌、ダイレクトメールなどで、「低利一本化」「無審査」「ブラック・リセットOK」といった広告を見かけても、安易に関わってはいけません。

「ヤミ金融」

利息制限法を無視した法外な金利で融資したり、「手数料」や「保証金」といった名目で入金を促す業者を（闇で貸付）そう呼びます。

携帯番号以外の所在を明かさない090金融など、やり方は様々で、支払の滞納に対しては徹底的に脅しと嫌がらせをします。



「保証金詐欺」

融資をするといって、保証金などの名目でお金をだまし取るという手口。銀行振込だけでなく、宅配便などでお金を送らせたりします。

どんな理由であっても、融資の前にお金を要求されたら注意が必要です。

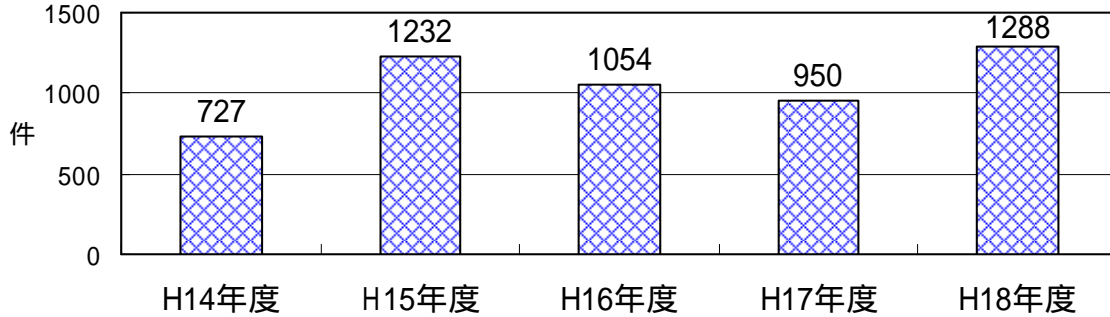


統計スポット

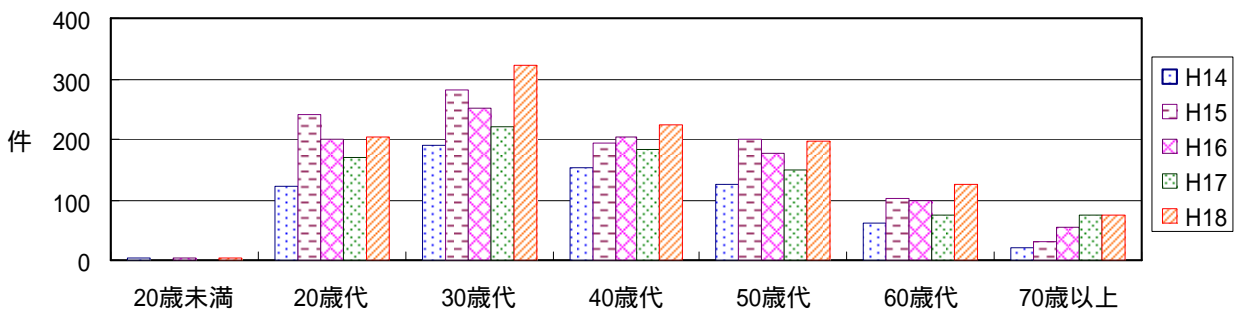
多重債務相談

平成18年度の多重債務の相談は過去5年間で最も多くなっています。年齢別では30歳代が最も多くなっています。

年度別相談件数



年齢別相談件数の推移



「くらしの情報会員」を募集中

- メールで情報をお届けします -



くらしの情報会員に登録すると、消費生活センターからメールで情報をお届けします。

お届けする情報は、次のとおりです。

気をつけていただきたい消費者トラブル

講座開催情報

出版物などの発行情報 ...など

登録方法

消費生活センターのホームページから登録してください。

(パソコン用) <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>

(携帯端末用) <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/m/>

お問い合わせ

消費生活センター分室 電話：077-563-4584

くらしの情報セミナー受講者募集

食の安全と滋賀の地産地消～食べる側からできること～

「食」にまつわる事件が繰り返されるなかで、消費者の食品の安全・安心に対する関心が高まっています。

かつては、あたりまえであった「地産地消」もまた新たな視点から見直されています。消費者として「食べる側からできること」を考えていきましょう。

日 時 平成19年12月11日(火) 13時30分～15時30分

会 場 滋賀県立消費生活センター 研修室
彦根市元町4-1 (JR彦根駅徒歩7分・彦根市役所西隣)

講 師 滋賀大学教育学部 教授 堀越 昌子 氏

申込方法 電話またはFAXでご連絡ください。
消費生活センターホームページからも申し込むことができます。

お申込み・お問い合わせ

滋賀県立消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1

電 話：0749-27-2234

FAX：0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)
<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/m/> (携帯端末)



滋賀県立消費生活センターの相談案内

皆様のご相談を電話または来訪により受け付けています。相談は無料です。

(彦根)

彦根市元町4-1

彦根駅から西に徒歩約7分 彦根市役所西隣

電話 0749-23-0999

(草津)

草津市大路1丁目1-1

草津駅東口すぐ エルティ932 3階

電話 077-563-7009

(受付時間)

9:15～16:00 (彦根：土日祝日は休業 草津：祝日のみ休業)

「くらしのかわら版」第9号(平成19年10月発行)

滋賀県立消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1

TEL 0749-27-2233 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> (パソコン)

<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/m/> (携帯端末)

滋賀県立消費生活センター分室

〒525-0032 草津市大路1-1-1 Lty932 3階

TEL 077-563-4584 FAX 077-566-0593

次号は、平成20年1月下旬に発行予定です。